

平成 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者	住所(居所)又は所在地 氏名又は称											
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価										組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額		
区分	銘柄	支払確定年月日	株数又は口数	株式等の譲渡の対価の額	分割	配合						
		年 月 日	千 株(口)	円	%		千	円				
組合	主たる事務所の所在地						名称					
(摘要)												
提出者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は称	(電話)										
整理欄	①	②										

平成 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者	住所(居所)又は所在地 氏名又は称											
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価										組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額		
区分	銘柄	支払確定年月日	株数又は口数	株式等の譲渡の対価の額	分割	配合						
		年 月 日	千 株(口)	円	%		千	円				
組合	主たる事務所の所在地						名称					
(摘要)												
提出者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は称	(電話)										
整理欄	①	②										

平成 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者	住所(居所)又は所在地 氏名又は称											
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価										組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額		
区分	銘柄	支払確定年月日	株数又は口数	株式等の譲渡の対価の額	分割	配合						
		年 月 日	千 株(口)	円	%		千	円				
組合	主たる事務所の所在地						名称					
(摘要)												
提出者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は称	(電話)										
整理欄	①	②										

平成 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

株式等を所有していた者	住所(居所)又は所在地 氏名又は称											
株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価										組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額		
区分	銘柄	支払確定年月日	株数又は口数	株式等の譲渡の対価の額	分割	配合						
		年 月 日	千 株(口)	円	%		千	円				
組合	主たる事務所の所在地						名称					
(摘要)												
提出者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は称	(電話)										
整理欄	①	②										

【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備考

- 1 この調書は、業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける法第224条の3第2項に規定する株式等の譲渡の対価（同条第3項に規定する金銭等及び同条第4項に規定する償還金等を含む。以下この表において同じ。）について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明な場合には、最後の株式等の譲渡の対価の支払（法第224条の3第3項及び第4項に規定する交付を含む。以下この表において同じ。）の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）を記載すること。
 - (2) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「区分」の欄には、株式、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。）、端数（法第224条の3第1項第3号に規定する1株又は1口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。）、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権（特定株式投資信託の受益権を除く。）をいう。）、非公社債等投資信託の受益権（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。）、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権のように記載すること。
 - (3) 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「株式等の譲渡の対価の額」の欄には、その年中に支払を受けることが確定した株式等の譲渡の対価の額を銘柄別に記載すること。
 - (4) 当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第667条第1項に規定する組合契約（外国におけるこれに類する契約を含む。以下この表において同じ。）に基づくものである場合には、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 「組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額」の欄に、その年中に当該組合契約に係る名義人として支払を受けることが確定した株式等の銘柄別の譲渡の対価の額の総額
 - ロ 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「分配割合」の欄に、イに掲げる金額のうちに当該株式等を所有していた者が支払を受ける金額の占める割合
 - ハ 「組合」の欄に、当該組合契約に係る組合（これに類するものを含む。）の名称及び当該組合の主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
 - (5) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうちに、所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第43条第2項に規定する上場株式等の譲渡に該当する譲渡に係る金額（以下この表において「軽減税率適用上場株式等に係る対価の額」という。）及び当該上場株式等の譲渡に該当しない譲渡に係る金額（以下この表において「一般税率適用上場株式等に係る対価の額」という。）がある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載し、「銘柄」の欄に軽減税率適用上場株式等に係る対価の額にあつては（軽）と、一般税率適用上場株式等に係る対価の額にあつては（一）と記載した上で銘柄名を記載する。
 - (6) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうちに、租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定株式の譲渡に係る金額（以下この表において「特定株式に係る対価の額」という。）及び特定株式以外の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれ記載し、特定株式に係る対価の額にあつては「銘柄」の欄に（特）と記載した上で銘柄名を記載する。
 - (7) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 「株式等の譲渡の対価の総額」の「分配割合」の欄に記載した割合が、組合の出資の総額のうちに株式等を所有していた者が出資をした価額の占める割合（以下この表において「出資割合」という。）と異なる場合 出資割合
 - ロ 株式等を所有していた者が非居住者又は外国法人である場合（非）
 - ハ 所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受けるものである場合 その旨
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。